

## 市民意見の募集結果

小田原市水道給水条例の一部を改正する条例案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市水道給水条例の一部を改正する条例
政策等の案の公表の日	平成28年 7月 5日 (火)
意見提出期間	平成28年 7月 5日 (火) から 平成28年 8月 3日 (水) まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)	1件 (1人)
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他 (質問など)	

〈具体的な内容〉

(1) 宅地内の修理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	宅地内の修理は、水道利用者が負担すべき。 また、交通の往来に支障の無い個人所有地の水道修理を市が行う理由がないのではないか。	B	漏水修理範囲の宅地内拡大にあたっては、第三者への影響が懸念される場合等の一定の条件を満たす場合に限り、市が修理を行います。